

デジタル・ディバイド解消戦略会議（第4回）議事要旨

1. 日時：平成20年3月26日(水) 10:30～12:30

2. 場所：総務省9階 第3特別会議室

3. 出席者：

(1) 構成員（五十音順、敬称略）

浮田 豊明（代理：小島慎二）、岡本 賢司、金田 英郎、川島 宏一、木戸 英晶、黒川 和美、佐野 輝利、篠原 俊博、島村 秀世、高橋 伸子、高畑 文雄、多山 洋文、佃 英幸（代理：石原 弘）、富樫 敦、徳広 清志、長尾 毅、西尾 彰夫（代理：山本 敬三）、西尾 直彦、平澤 弘樹、藤尾 善一（代理：桐田 教男）、二木 治成（代理：尾崎 友彦）、町田 幸一、松下 邦彦、三友 仁志、森山 裕二（代理：加賀屋 建一）、八嶋 弘幸、吉室 誠、若尾 正義

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、田中電波部長、安藤総務課長、谷脇事業政策課長、本間事業政策課調査官、平野高度通信網振興課長、岡本高度通信網推進官、佐々木基幹通信課長、渡辺移動通信課長、吉田地上放送課長、藤島地域放送課長、安藤地域通信振興課長

4. 議題：

(1) デジタル・ディバイド解消戦略会議 第一次報告書(案)について

(2) ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ (Ver2.0) の取り纏め結果について

(3) ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた今後の取組について

(4) ブロードバンドの全国整備に向けた有線・無線技術によるシステム構築モデルと導入コストについて

(5) ケーブルテレビを活用した条件不利地域へのデジタルディバイド解消策について

(6) その他

5. 議事要旨

【第一次報告書(案)について】

事務局から、資料4-1「デジタル・ディバイド解消戦略会議 第一次報告書(案)」に基づき説明。構成員からの意見等は以下のとおり。

○ 構成員

資料4-1 第一次報告書案 P.4 には「直接補助の創設を求める声が多い」との記述があるが、具体的施策になると、P.6「民設民営であって地方公共団体が民間事業者に支援を行う場合における地方公共団体等への支援策について、一層の活用促進や拡充を図ることが必要である」P.12「通信事業者による加入者系光ファイバ網整備を支援していくことが必要」P.19「新たなデジタル・ディバイド解消戦略を総務省において本年6月頃を目途に策定」とトーンが下がっている。

○ 事務局

P.4 の記述は、2007 年秋に実施した、地方自治体や通信事業者を対象とした実態調査を踏まえて記述したもの。具体的な支援策については、行政における実現可能性を踏まえる必要がある。本報告書の位置づけは、基本的な方向性。具体的

な施策は、6月に策定する戦略に盛り込むよう検討を進める。

○ 構成員

中山間地域のみならず、市街地であり需要密度が高いにもかかわらず、電話網の一部地域を光化したいいわゆる光収容の地域がブロードバンド・ゼロ地域として残っている。このような地域では、ADSLにもFTTHにも対応できていない。採算面での経営判断であれば理解できるが、通信事業者の技術的選択により一部住民が不利益を被ることは望ましくない。

○ 構成員

今の指摘はき線点RTの問題。ご指摘のような光化は、メタルの電話網を整備する中で、局舎から家庭までの距離が長い地域など、費用上、品質上の理由から、部分的に光ファイバの活用が適当な地域について光化を実施したもの。FTTHに対応するためではない。その後、電話網を有効活用する形でADSLが登場してきたもの。電話とブロードバンドと主客をどちらに置くかの問題であり、ご理解いただきたい。このような地域について、公設民営によるブロードバンド化など事業者と国・自治体とがどのような役割分担をするのか、また、FTTH化をきっちりやるにあたって国の資金をどの程度入れるのか、といったテーマが6月に向けて残っているという認識である。

○ 事務局

本報告書は、昨年秋の実態調査を踏まえたものであり、条件不利地域以外も含めるべきとのご意見も含めている。現実的な解決を行うため、地域による推進体制の整備や取組を進めていただきたい。

○ 事務局

本報告書案は、総論について述べたものであり、2010年度に向けた各論は、後ほど資料4-6にて説明させていただきたい。

○ 構成員

運営費の問題や利用が伸びない等、既に整備を終えた地域における課題や支援策についても分析が必要。既に整備を終えた地域への支援策も必要ではないか。

○ 構成員

ユニバーサルサービスのブロードバンドへの適用については、整備が終わった後で検討を始めるのでは整備へのインセンティブにならないので、直ちに実施することは難しいとしても、議論を早期に始め、展望を明確にさせていただきたい。

○ 事務局

ユニバーサルサービスについては、2007年に研究会にて議論を行った。今年は制度改正に向けて審議会への諮問準備をしているところ。ブロードバンドのランニングコストに対する支援までは無理と考えている。ユニバーサルサービス制度は、一種の所得移転であり、国民的コンセンサスが必要。地方公共団体の方の声も頂戴しながら議論を行っていききたい。

○ 構成員

リソースが限られている中、どの地域を対象にどの程度まで整備を進めるべきか、具体的な議論が必要ではないか。

○ 構成員

APPLICのWGの主査として地域の方にお問い合わせをする立場から、一次報告書案にお

ける「なぜデジタル・ディバイド解消が必要なのか」という点はより丁寧に説明する必要があったと感じた。報告書案では、「住民や事業者の活動を制約」と記述されているが、現場の方が直面している課題は、むしろ地域の住民にこうした意識がないことではないか。デジタル・ディバイドが存在することによる、住民や事業者の活動やその機会の損失、知覚されにくい格差及び地域のポテンシャルの低下に問題がある。これらの問題点を丁寧に記述する方が、地域の方々により納得してもらえるのではないか。

※ 本報告書案については、上記の点を踏まえて修正することとし、扱いについては座長に一任のうえ、後日公表されることとなった。

【ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ（Ver2.0）の取り纏め結果について】

全国地域情報化推進協会専務理事 佐野構成員から、資料 4-5「ブロードバンド全国整備に向けた都道府県ロードマップ（Ver2.0）の取り纏め結果について」に基づき説明があった。構成員からの意見等は以下のとおり。

○ 構成員

このロードマップは、都道府県、市町村及び地域の方々のご尽力によってできている。この場を借りてご協力に感謝したい。

○ 構成員

本ロードマップは、各地域横並びで比較を行うことにより、ブロードバンド整備を促進する効果を狙っている。

○ 構成員

本ロードマップの作成にあたり、整備計画をコミットした都道府県又は市町村は、財政的裏付け等の面でリスクを負っているところがある。リスクを負った都道府県又は市町村には積極支援をお願いしたい。

【ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた今後の取組について】

事務局から、資料 4-6「ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた今後の取組について」に基づき説明。構成員からの意見等は以下のとおり。

○ 構成員

地域ごとに整備計画を策定するという趣旨は理解。計画の策定は、どの程度の単位を想定しているのか。

○ 事務局

基本的には、ブロック単位で現状及び本報告書に沿った総論を記述していただくとともに、市町村毎に、それぞれのブロードバンド・ゼロ地域について、解消に向けた整備計画を記述していただくことを想定している。また、ただちに整備を前に進めることが難しい地域については、そのために必要な前提条件や新たな支援策を記述していただきたい。

○ 構成員

地域住民の声が反映されやすいよう、地域が選択しやすいようなパターンやモデルケースをとりまとめるとともに、インフラが整備された地域ではどのように利活用されているか紹介することも重要ではないか。

○ 事務局

APPLIC では、本ロードマップの他にも、「ブロードバンド整備マニュアル」「ブロードバンド整備・利活用事例集」をとりまとめており、その中で、利活用、支援策の選択肢を提示している。

○ 構成員

資料 4-5 P.5 では、整備対象施設の傾向としては、市町村単位で約 20%が DSL 整備を行っているもしくは検討しているとのことだが、光化が趨勢の中、DSL がここまで多いことには不思議な感じを受ける。

○ 事務局

一般論として、各地域において、地域の実情及び財政事情を踏まえた結果、選択がなされているものと理解している。時間や費用をかけて FTTH を整備する場合もあれば、ブロードバンドへの需要が差し迫り DSL が整備される場合もあると理解している。

○ 構成員

デジタル・デバイドを ADSL 等で短期に解消しようとする場合、光化の趨勢との関係では、長期的には二重投資となるおそれがあるのではないか。

○ 事務局

PSTN 網が撤去され光化されるのは長期的な趨勢。また、アクセス網には WiMAX 等の無線を活用したいとの声があることも承知している。こうした問題点は、ある程度走りながら考えざるを得ない。

【ブロードバンドの全国整備に向けた有線・無線技術によるシステム構築モデルと導入コストについて】

東京理科大学 八嶋構成員から、資料 4-7「ブロードバンドの全国整備に向けた有線・無線技術によるシステム構築モデルと導入コスト」に基づき説明があった。構成員からの意見等は以下のとおり。

○ 構成員

無線方式によるシステム構築では、エンドユーザレベルではどの程度通信速度が出るのか。

○ 構成員

試算は 30Mbps 程度を想定。ただし、ベストエフォートであり、光ファイバのように全ユーザに対して 30Mbps を保証できるものではない。

【ケーブルテレビを活用した条件不利地域へのデジタルデバイド解消策】

日本ケーブルテレビ連盟 金田構成員から、資料 4-8「ケーブルテレビを活用した条件不利地域へのデジタルデバイド解消策」に基づき説明があった。

【その他】

○事務局から今後のスケジュール等について説明

○第5回は、2008年6月中旬開催予定

—以上—